



とみぐすく

漁業を営むために必要な船舶用燃料の購入に要した費用の一部を補助します。

燃料等補助について

水産業原油価格高騰等緊急支援事業補助金

- 令和4年4月から令和4年12月末までの船舶用の燃料（オイルは除く）購入に要した費用の一部を補助します。

1.対象者要件

令和4年10月14日時点で豊見城市に住所を有する方で、県内いずれかの漁業協同組合に所属している方。（組合から所属証明を得ることができる方）

※同一世帯に漁業者が複数名いる場合は、1漁業者の取り扱いとなります。

2.対象経費

①令和4年4月1日～令和4年12月31日までに船舶用燃料の購入に要した費用（税抜き）の高騰分を支援。

※令和元年度～令和3年度までの過去3年間の各燃料の平均価格を基準として、令和4年4月から12月までの各月における各燃料の平均価格の高騰分の費用。

②補助金は予算の範囲内で交付するものとし、**上限額は、1世帯40,000円**とします。ただし、補助金に消費税は含みません。（※1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てます。）

3.手続き方法

①受付窓口：糸満漁業協同組合与根支部または瀬長支部

②受付期間：令和4年10月24日～令和5年1月13日まで

※受付時間は、各支部に確認して下さい。

※申請書は、市ホームページ、市農林水産課、両支部にて入手できます。

4.申請書類

①水産業原油価格高騰等緊急支援事業補助金申請書

②住所が確認できる書類の写し（免許書・住民票等）

③漁業協同組合員であることが確認できる書類の写し

④申請者または、船舶名で燃料を購入した証明ができるもの（領収書等）

5.補助金の支払方法

①提出された領収書を審査し、補助要件に適合した費用については、各支部から支払いを行います。

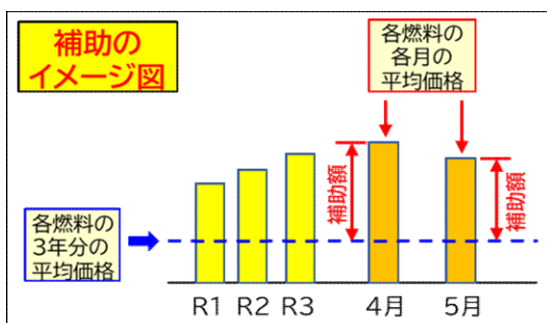
②支部から補助金を受け取った漁業者は、受領書にサインを行ってください。

6.注意事項

①本事業で購入した燃料は、他人に売却又は譲渡してはなりません。

②領収書の宛名が申請者または、船舶名となっていること。（※宛名が上様等は対象外。）また、領収書に日付が記入されていない場合は補助対象外となります。

③他の事業で補助対象となった燃料の購入費用は申請することができません。



問い合わせ先

豊見城市字宜保一丁目1番地1

豊見城市役所 農林水産課 施設整備班

098-850-5305